(五) 採種ほ場において、一代雑種の種子を生産する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 稲

母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から十分に隔離されるようにすること。ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合はこの限りではない。

イ 野菜

必要に応じ、除雄並びに人工交配しなかった花及び果実の除去を的確に行うこと。

(六) 収穫後の管理を適切に行い、異種及び異品種の混入を防止すること。

二 稲、麦類及び大豆並びに野菜の種子の調整に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準

(一) 作業場の適切な管理を図ること、種子の搬入及び搬出の記録その他調整作業に関する記録を保存すること等により、調整時における品種の混同並びに異種及び異品種の混入を防止すること。

(二) 純潔種子（異種種子、異品種種子及びきょう雑物を除いた種子をいう。以下同じ。）の全体に対する割合（稲、麦類及び大豆にあっては粒数割合、野菜にあっては重量割合とする。）（以下「純潔種子率」という。）が、技術的に困難な場合を除き、次のとおりとなるよう精選すること。

ア 稲、麦類及び大豆

百パーセント。ただし、きょう雑物のうち、雑草種子及び病虫害種子の混入の限度は、次のとおりとする。

(ア) 雑草種子

稲及び麦類にあっては、〇・二パーセント

(イ) 病虫害種子

稲及び麦類にあっては、〇・五パーセント、大豆にあっては十パーセント。ただし、種子伝染性の病虫害種子は混入していないこと。

イ 野菜

しゅんぎく及びにんじんにあっては九十五パーセント以上、その他の野菜にあっては九十八パーセント以上

(三)～(五) （略）

三 稲、麦類及び大豆並びに野菜の種子の保管に関し、種苗業者が遵守すべき基準

別表二

種類	発芽率	含水量
アスパラガス	（略）	（略）
稲	九〇　〃	一
いんげんまめ	（略）	八・〇パーセント
（略）	（略）	（略）
だいこん	（略）	一
大豆	八〇　〃	七・五パーセント
たまねぎ	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
みつば	（略）	（略）

二 野菜の種子の調整に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準

(一) 作業場の適切な管理を図ること等により、調整時における品種の混同並びに異種及び異品種の混入を防止すること。

(二) 純潔種子（異種種子及びきょう雑物を除いた種子をいう。以下同じ。）の全体に対する重量割合（以下「純潔種子率」という。）がしゅんぎく及びにんじんにあっては九十五パーセント以上、その他の野菜にあっては九十八パーセント以上になるよう精選すること。

(三)～(五) （略）

三 野菜の種子の保管に関し、種苗業者が遵守すべき基準

別表二

種類	発芽率	含水量
アスパラガス	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
いんげんまめ	（略）	八・〇　〃
（略）	（略）	（略）
だいこん	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
たまねぎ	（略）	七・五　〃
（略）	（略）	（略）
みつば	（略）	（略）